

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項	身体障害者手帳の交付	障がい福祉課

- 1 審査基準は、身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）及び盛岡市身体障害者福祉法施行細則（平成6年規則第43号）に定めるもののほか、次の通知の基準を審査基準とする。
 - (1) 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
 - ア 身体障害認定基準
 - (2) 身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
 - ア 身体障害認定要領
 - (3) 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日付け障企発第0227001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）
 - (4) 身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて（平成12年3月31日付け障第276号厚生省大臣官房障害保健部長通知）
 - (5) その他地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく厚生労働大臣の技術的助言として通知のあったもの。
- 2 標準処理期間は、60日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。